第３章　計画の内容

1　計画の体系

目　標　　**課　題**

目 標 ①
男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します

- ① 男女平等の意識づくりと理解の促進
- ② 男女の参画推進

目 標 ②
すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

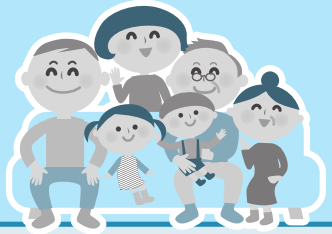

- ① 仕事と生活の調和の推進
- ② 健康支援
- ③ 生活上の困難な状況を解消するための取組促進　新規

目 標 ③
人権が尊重される社会づくりに取り組みます

- ① あらゆる暴力の根絶
- ② 多様性の尊重　新規

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

- 推進体制の強化に向けた取組
- 国・東京都との連携

施策の方向

①学校等における男女平等教育の推進

②男女平等の意識づくりと情報提供

③男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 重点

①政策・方針決定過程への女性の参画拡大

②地域活動における男女共同参画の推進

③防災・まちづくりへの男女共同参画の推進 新規

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

②企業の労働環境改善に向けた支援

③女性の職業生活継続のための支援

④仕事と子育て・介護等との両立支援

①性と生殖に関する啓発と 10 代への健康支援

②生涯を通じた健康支援

①自立と安定した暮らしに向けた環境整備 新規

①配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組

②相談体制の充実

③被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組

④性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組

⑤メディアにおける男女の人権尊重とメディアリテラシーの向上

①多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり 新規

男女平等推進センター機能の充実

区・区民・民間団体間の連携・協働 重点

葛飾区女性活躍推進計画　　葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第３次）

２　基本目標と推進体制

目標１　男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します

誰もが性別に関わりなく、自らの意思によって個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題１　男女平等の意識づくりと理解の促進

子どもたちへの男女平等教育

子どもたちの男女平等意識を培うことは、将来の男女平等社会の基盤づくりにつながります。その中で学校教育は重要な役割を果たしています。

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下、「区意識調査」という。）によると、男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこととして、男女とも「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」が上位に挙がっています。（図１－１－１）

子どもたちの将来が性別により固定化されず、主体的に自分の進路等を決定し、個性と能力を発揮できる環境をつくるためには、子どもたちへの男女平等に関する教育・学習を充実させるとともに、研修などにより指導者である教員などの男女平等意識を高めることが重要です。

区民への男女平等の啓発

区民一人ひとりの男女平等意識を高めるためには、区において、区民の学習機会を充実させることが重要です。

区意識調査によると、男女の地位の平等観について、《学校教育の場》では、「平等である」との評価が５割近くを占めているものの、《政治の場》《社会通念・慣習・しきたり》《家庭生活》《職場》については依然として、「男性優遇」との評価が高くなっています。（図１－１－２）

こうしたことから、男女平等社会実現に向けて更なる理解の促進を図るため、区において、様々な機会を捉えて、男女平等に関する啓発を行うことが求められています。

家庭生活に対する男性の意識改革

そして、男女平等社会の実現には、社会のあらゆる場面において、男女がともに責任を担うことが必要ですが、家事・育児・介護等の家庭責任については、女性がその多くを担っているというケースが少なくありません。

生活の中の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」に関する優先度について、区意識調査における男性の回答は、希望として、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が３割近くと高くなっているほか、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』のすべてを優先したい」という人も１割台半ばを占めています。このことから、男性自身も、仕事だけにとらわれず、家庭や地域に関わりを持って生活を送ることを希望していることがわかります。しかしながら、現実には、いずれの項目の比率も希望を下回り、「『仕事』を優先している」が４割近くを占めています。（図１－１－３）

また、男性の家庭参画に必要なこととして、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する職場の上司や同僚の理解」等、職場環境の改善という面だけではなく、「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち」「男性が家事・育児・介護に参加することへの抵抗感をなくすこと」という男性の意識面に関わる回答が、男女ともに高くなっており、「男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上」と答えた割合は、女性より男性の方が高くなっています。（図１－１－４）

こうしたことから、仕事以外の場面での活躍を希望し、家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画したいと考える男性に対し、さらなる意識啓発を行い、併せて学習の機会を増やすことで、男女が互いを理解し、支え合う社会の実現を目指します。

図１－１－１　男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

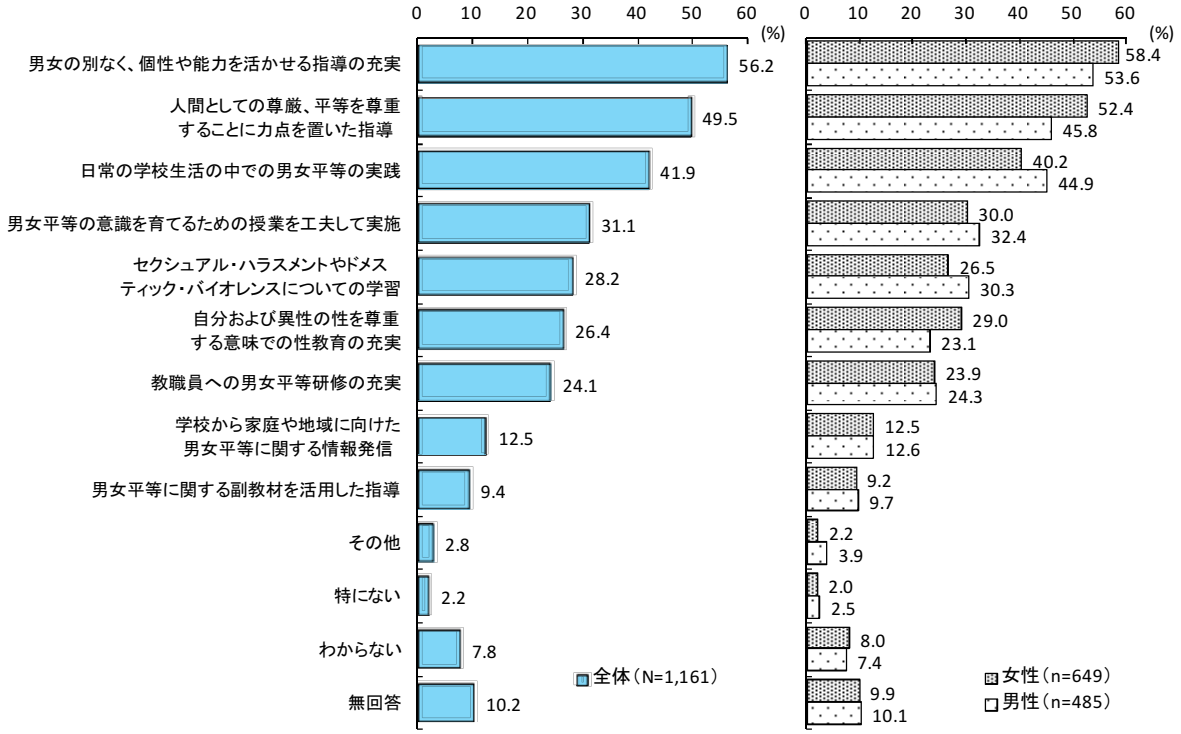

図１－１－２　男女の地位の平等感
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

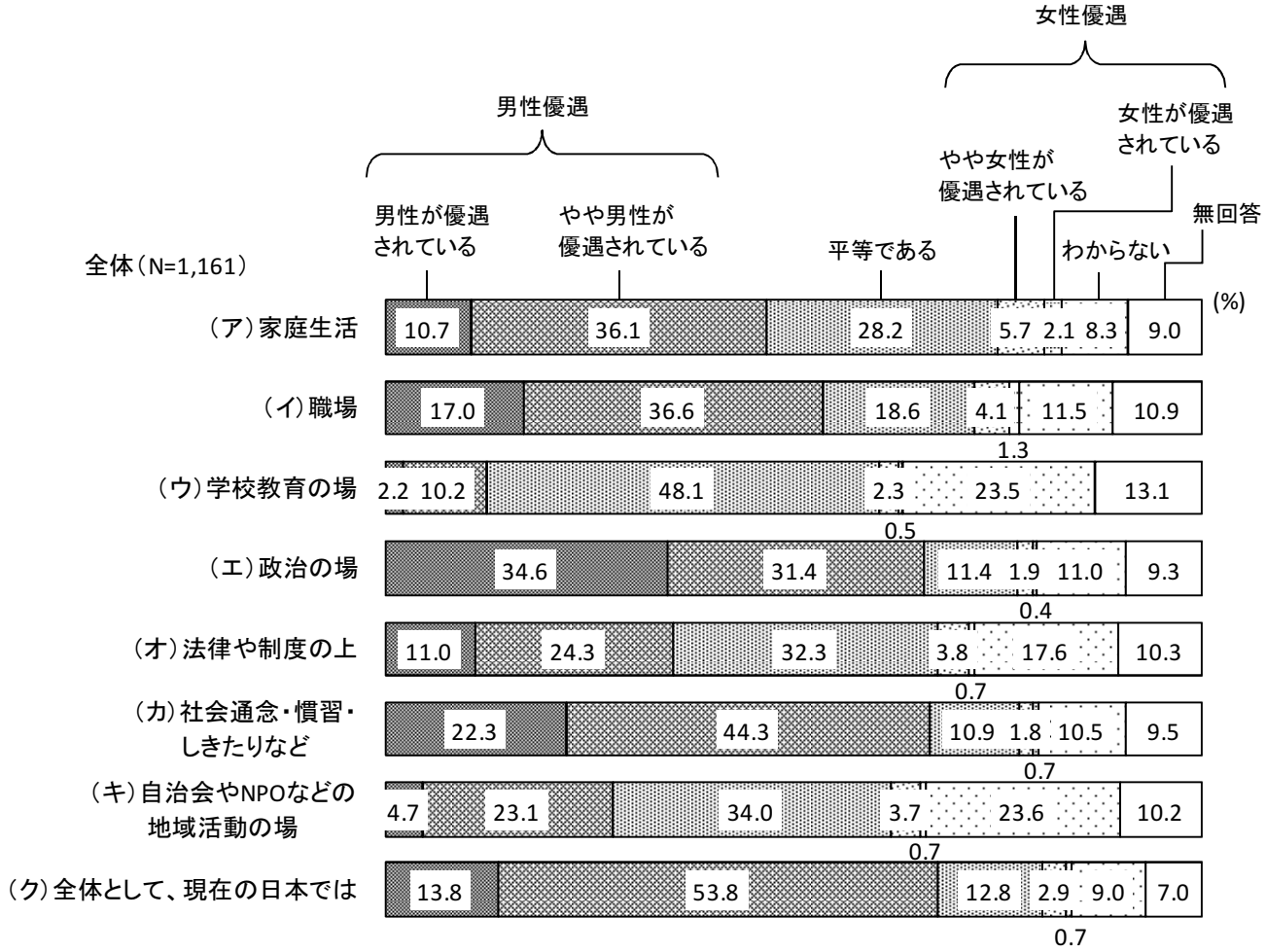

図１－１－３　優先度の希望と現実
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

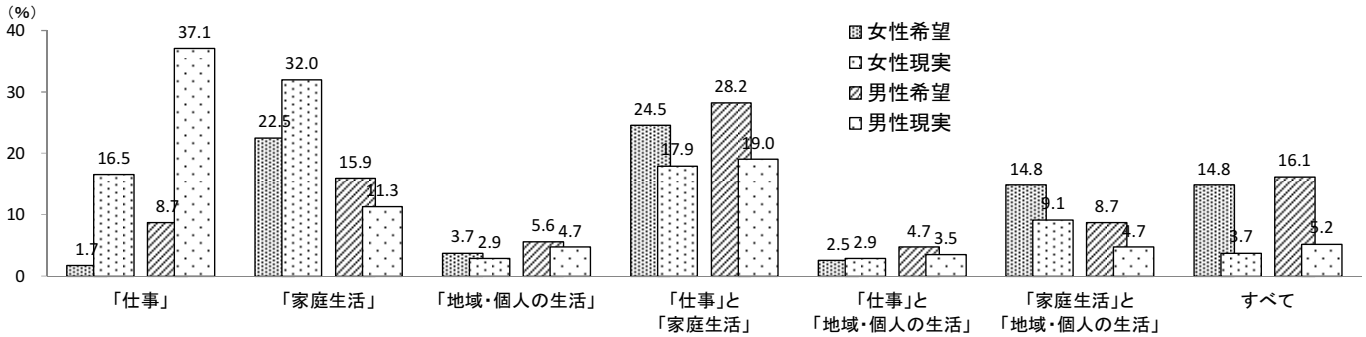

図１－１－４　男性の家庭参画に必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

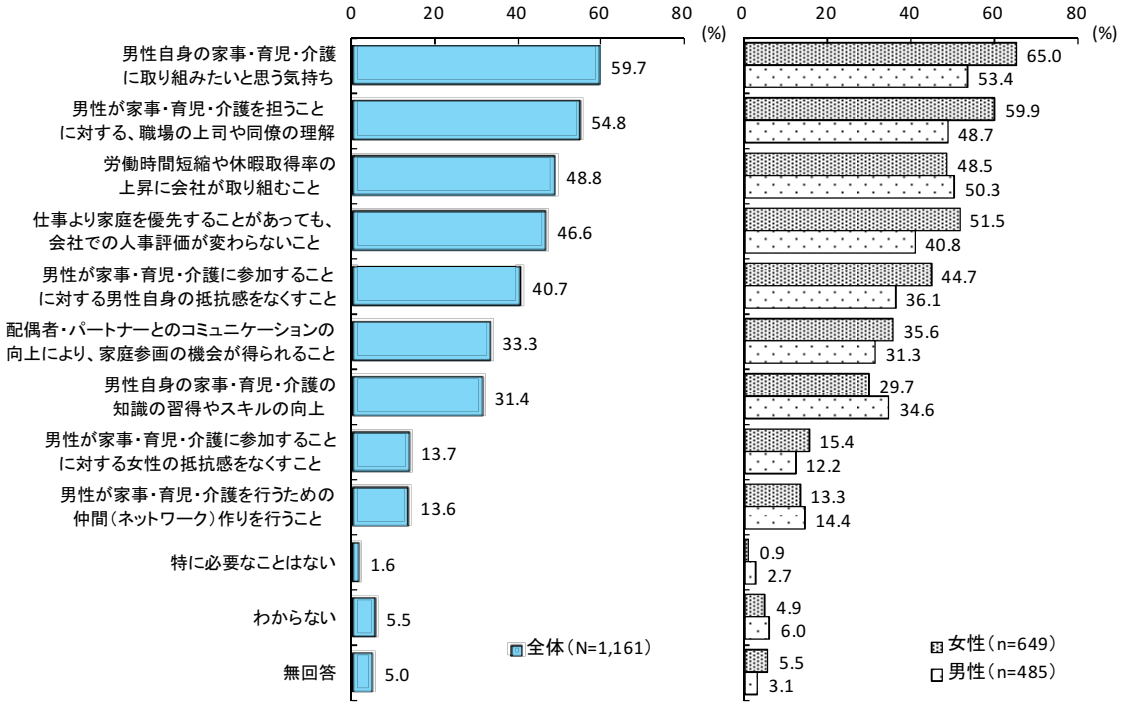

施策の方向　1

学校等において子どもたちが男女平等について考える機会を設け、男女平等意識の形成に取り組みます。また、教員や保育士を対象とした研修を行い、男女平等教育の推進につなげます。

学校等における 男女平等教育の推進	・学校での人権教育の推進 ・学校における男女平等にかかわる適正な指導 ・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進 ・人権教育に関する研修等 ・男女平等教育を進めるための教員研修 ・男女平等保育を進めるための保育士研修

施策の方向　2

講座・講演会の開催や啓発誌の発行、男女平等推進センターでのイベント等を通じて、区民の男女平等意識を高めます。また、区職員の昇任時といった機会を捉え、男女平等を含む人権全般の研修を実施することにより、職員自ら男女平等意識の向上に努めます。

男女平等の意識づくりと情報提供	・男女共同参画週間に向けた取組 ・男女平等に関する講座・講演会 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり） ・啓発物等の発行 ・かつしか区民大学 ・職員を対象とした男女平等・人権研修

施策の方向　3　重点　葛飾区女性活躍推進計画

家事・育児・介護などの家庭責任の多くを女性が担っている現状に対し、男性も女性と協力してこれらを担うことを目指し、男性対象講座の開催や男性向け冊子の発行、その他家庭生活に関わる取組を実施し、男性の家庭生活への意識啓発及び参画を促進します。

男性の家庭生活への 意識啓発と参画支援	・男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発 ・男性向け冊子の作成 新規 ・ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級） ・育児学級（２か月児・５か月児）新規 ・葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進

課題２　男女の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程の場に男女が対等に参画し、ともに責任を担うことは、多様な意見を反映させることにつながり、ひいては様々な利益を男女が平等に享受することにつながります。

国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度」との目標を掲げています。区では、審議会、委員会の女性委員の割合が27.1％、女性議員数の割合が23.1％となっています（平成28年３月31日現在）。

こうした現状にあって、区意識調査においても、区議会議員等に占める女性議員数について、男女とも約６割の人が、女性議員数が現状よりも増えることに肯定的な回答をしています。（図１－２－１）また、政治や行政への女性の参画に必要なこととして、男女とも「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇進を促す計画を作成する」等が挙げられています。（図１－２－２）

このようなことから、男女平等社会を実現するためにも、女性の人材育成や能力開発への支援を通じて、指導的立場やあらゆる分野への女性の参画を進めるとともに、審議会等において男女の意見がバランスよく反映されるよう、男女の均等な登用を促進することも求められています。

地域における男女共同参画

地域では、子どもの育成、高齢者福祉、防災活動などの様々な活動が、区民自身の手で担われています。地域課題への区民の自主的な学習活動に対し、区が必要に応じて携わり、男女平等の視点から提案や情報提供を行うことは、地域における男女共同参画の推進につながります。

防災分野における男女共同参画

男女共同参画の課題のひとつとして、防災分野における男女共同参画が挙げられます。東日本大震災などの過去の災害時に、女性向けの衛生用品が十分に準備されていなかったり、避難所によっては、着替えや入浴、乳幼児を抱えた母親の授乳等において女性に配慮した場所が確保されていないなどという問題がありました。また、避難所において、女性に対する性的な暴力があったという事例も報告されています。

区意識調査によると、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、男女とも「性別に応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）を確保するような避難所運営を行うこと」が最も高くなっているほか、「災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）など、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行うこと」が６割を超え、「行政が作成する地域防災計画や各種対応マニュアルに、男女双方の視点や、さまざまな立場の視点を反映すること」も４割

近くを占めています。（図１－２－３）

男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するためには、女性と男性のニーズの違いに的確に対応できるよう、防災・復興対策の企画・立案から決定に至るまでの過程において女性の視点を反映させていくことが必要です。

図１－２－１　区議会議員等に占める女性議員数の評価
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

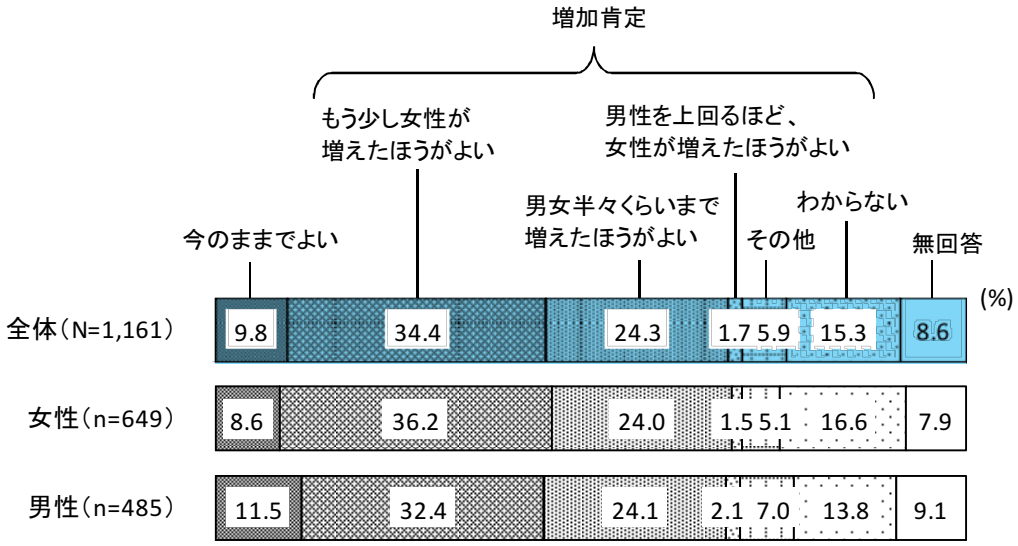

図１－２－２　政治や行政への女性の参画推進に必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

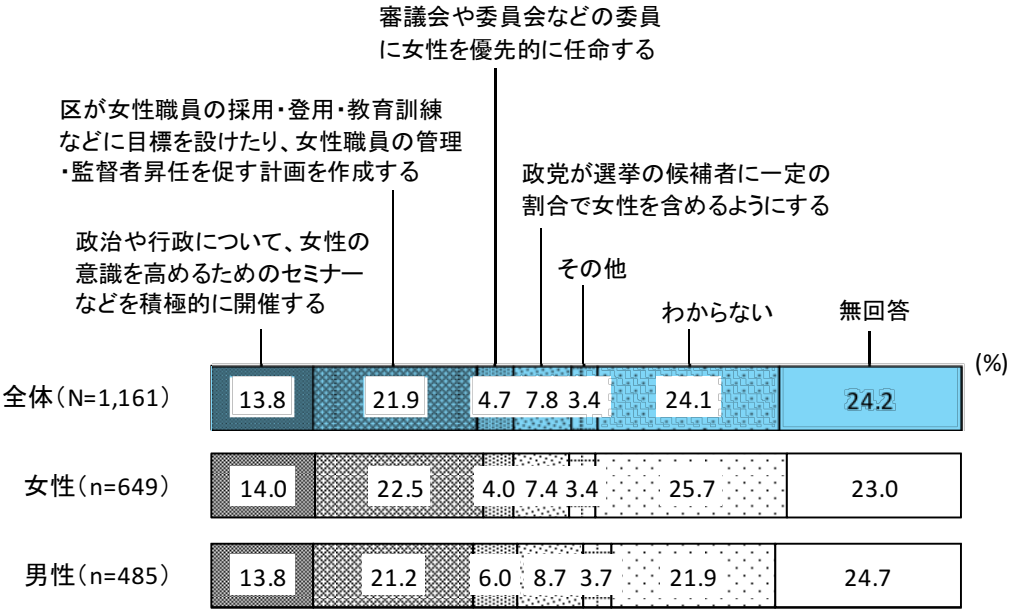

図１－２－３　地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

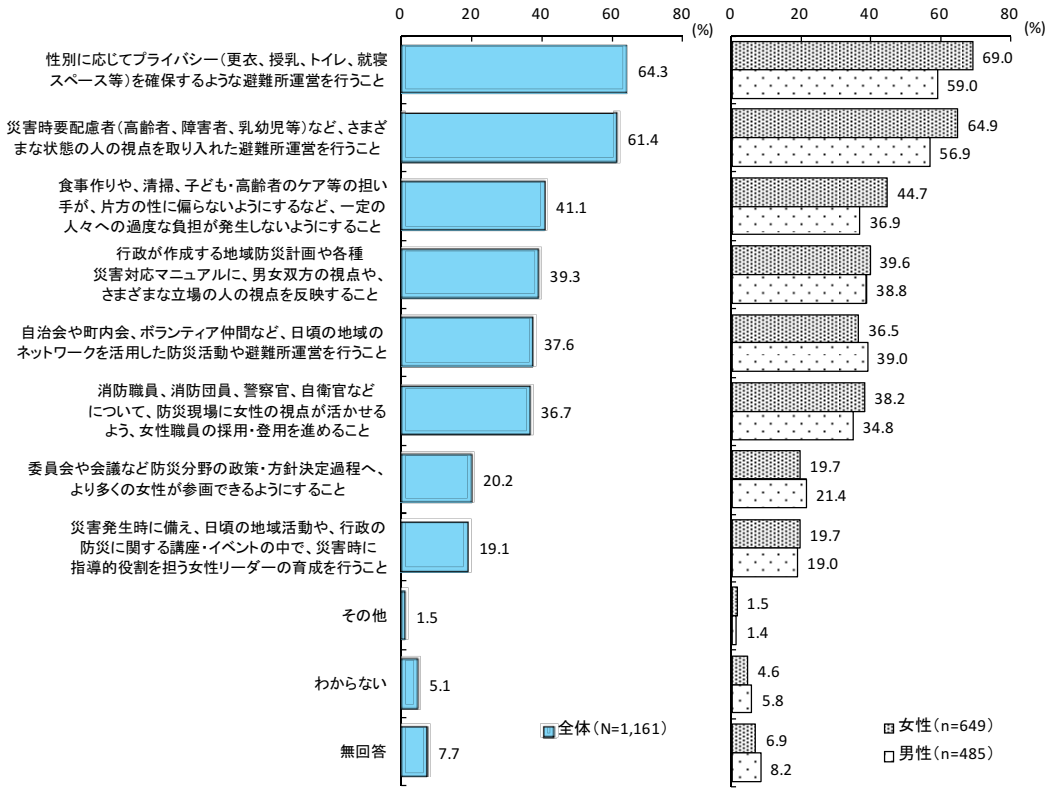

施策の方向　1　葛飾区女性活躍推進計画

区の政策・方針決定過程の一つである審議会や委員会などにおける女性の登用促進に取り組み、その状況を公表します。また、区の女性職員を対象としたキャリア形成支援等に取り組み、その個性と能力の発揮につなげ、区政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・審議会等への女性の積極的な登用 ・「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進 ・「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表 ・区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり ・葛飾区女性職員活躍推進計画　第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進　新規 ・高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ

施策の方向　2

自治町会やPTAなど、地域で活動する団体を対象として、講座の共同企画や講師の派遣を行い、地域における男女共同参画を推進します。

地域活動における男女共同参画の推進	・企画講座（地域団体向け） ・家庭教育応援制度

施策の方向　3　新規

防災に関わる講座を実施し、防災市民組織等への女性参画の重要性など、男女平等の視点に関する課題について参加者とともに考え、防災まちづくりにおける男女共同参画を進めます。

防災・まちづくりへの男女共同参画の推進	・防災に関わる講座　新規

目標２　すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに健康で充実した職業生活、家庭生活、社会生活を送ることができる社会の実現を目指します。

課題１　仕事と生活の調和の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。個人の多様な価値観やライフイベントに応じた柔軟な働き方の実現に向けて、「ワーク・ライフ・バランス（※1）」（仕事と生活の調和）の考え方やメリットを、個人や企業に向けて発信していく必要があります。

区意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして、男女とも「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「仕事の段取りを工夫し、効率よく仕事をする」「保育所・学童保育などの育児環境を充実させる」「男女ともに仕事も家庭もという意識の普及を図る」が高くなっています。（図２－１－１）

企業に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業における取組が必要不可欠です。育児・介護休業法に則った就業規則を作成するなど、社員が働きやすい職場環境を整えることは、優秀な人材の定着にもつながります。しかし、育児休業と介護休業の利用状況について区意識調査の結果をみると、育児休業は女性で約１０％、男性では１％にも満たない状況であり、また、介護休業は、男女とも１％台に留まっています。（図２－１－２、２－１－３）働き方を改革することは、人々の生活に直結すると同時に、企業にとっても重要な課題です。働く人が法律や制度への理解を深め、積極的に休業制度の取得を進めるとともに、企業においてワーク・ライフ・バランスを実践することが企業にとってもメリットとなることを、働く人や企業に向けて啓発していく必要があります。

女性の再就職等への支援

多様な生き方・働き方を前提に、どのようなライフプランを個人が選択した場合でも、再就職や起業などの際に、能力を十分に発揮できる就労環境の整備・支援が必要とされています。区意識調査によると、女性の再就職に対する支援として求められるものは、男女とも「保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実」「出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実」「家族の理解と協力」が高くなっています。（図２－１－４）

結婚・出産などにより離職した後、再び就業を希望する女性に対して、再就職等に

ついての情報提供、保育サービスの充実、職業能力開発や再就職の場の拡大等をすることが必要です。

仕事と子育て介護等との両立支援

働くことを望む人々が、二者択一を迫られることなく、安心して「仕事」と出産・育児など「家庭生活」との両立を可能とさせるためには、多種多様なニーズを踏まえて、育児・介護等に関するサービスを提供することが必要です。

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：区民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

図２－１－１　ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

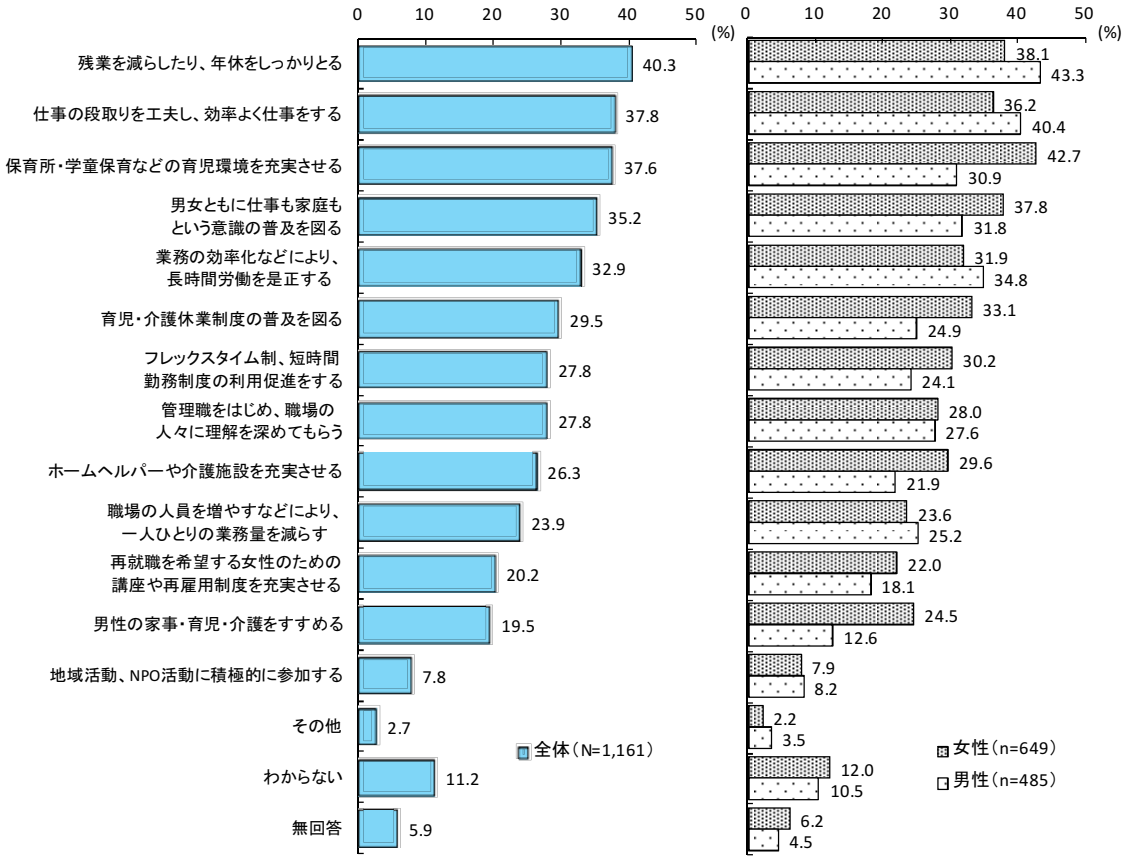

図２－１－２　育児休業の利用状況
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

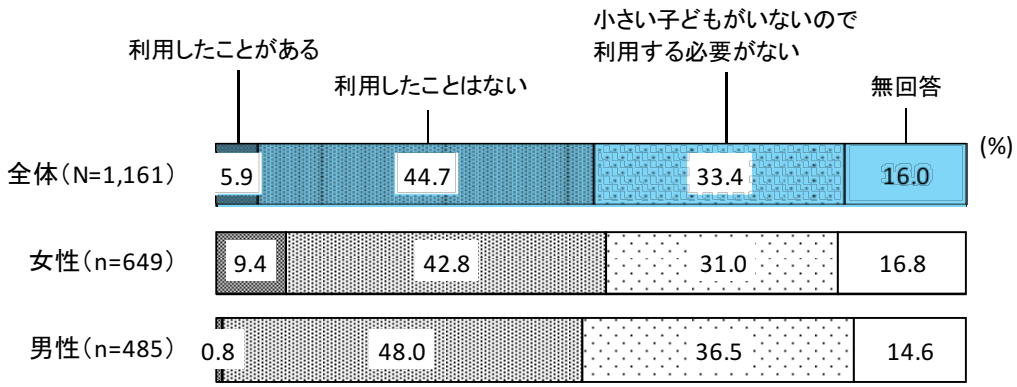

図２－１－３　介護休業の利用状況
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

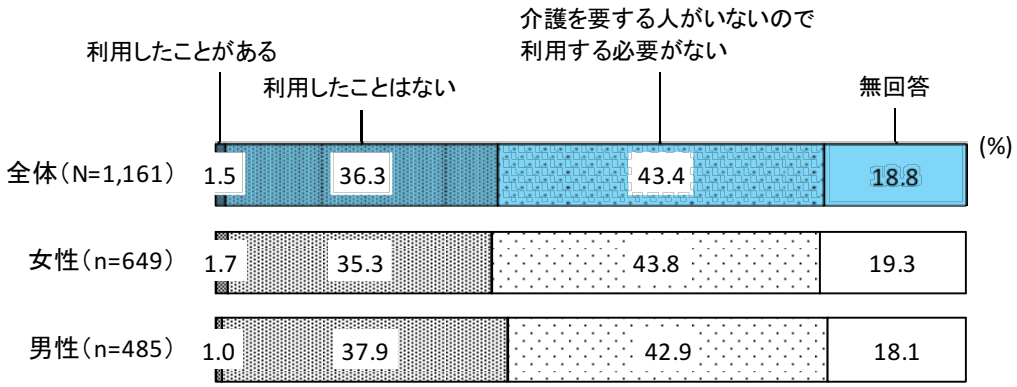

図２－１－４　女性の再就職に対する支援
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

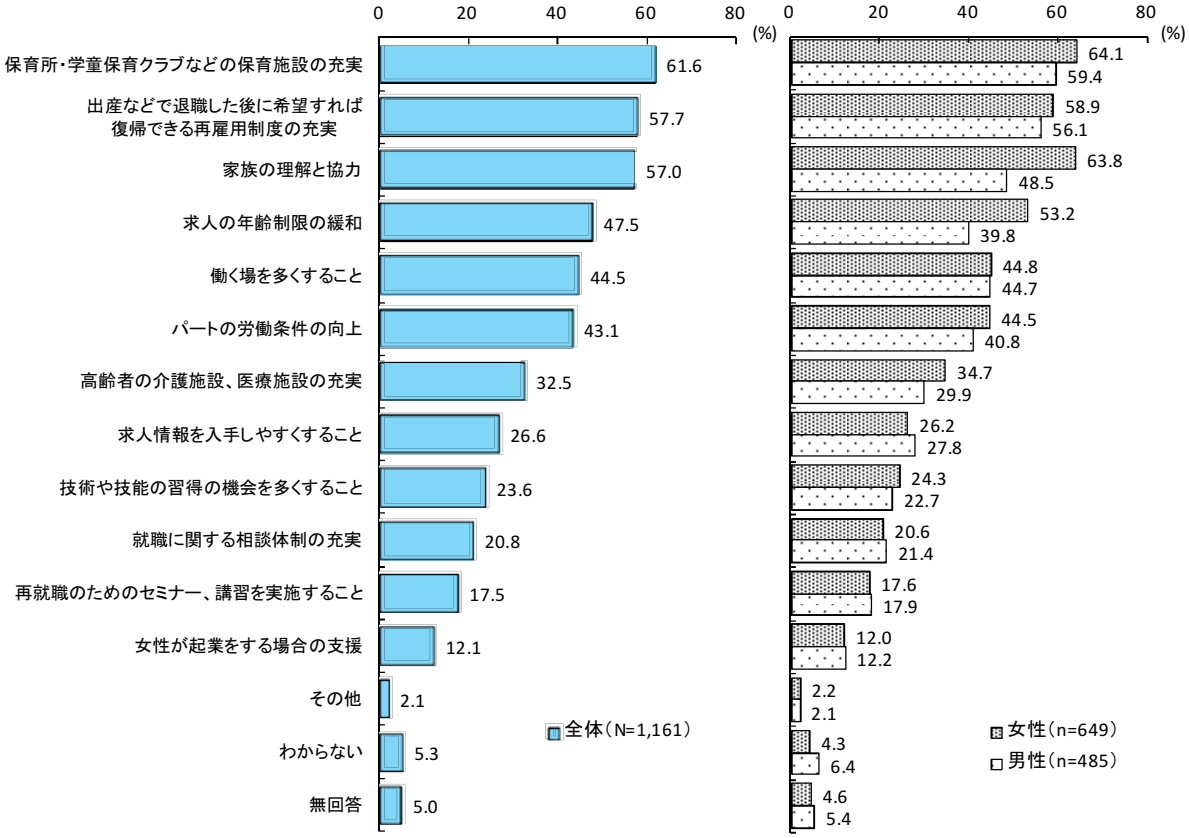

施策の方向　1　**葛飾区女性活躍推進計画**

男女がともに、それぞれの希望に応じて、仕事と子育て・介護・地域活動等の調和を図り、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会等を実施します。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組	・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会 ・葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向　2　**葛飾区女性活躍推進計画**

企業に対するワーク・ライフ・バランスの支援として、労働環境改善に向けた就業規則の改正等を行うアドバイザーの派遣や、セミナーの開催、事業所向け情報誌の発行等を行います。

企業の労働環境改善に向けた支援	・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 ・企業向けセミナー ・事業所向け情報誌の発行

施策の方向　3　**葛飾区女性活躍推進計画**

女性の職業生活の継続のための支援として、区民に向けて、就職や労働に関する講座やセミナーなどを開催します。また、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成として、学生や保護者に向けた進路選択講座を開催します。そして、区職員を対象としたキャリア形成支援等も実施します。

女性の職業生活継続のための支援	・再就職講座 ・女性のためのしごと相談 ・キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業） ・女性の就業・創業支援事業 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【再掲】 ・葛飾区女性職員活躍推進計画　第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進　新規【再掲】 ・葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進【再掲】

施策の方向 4　**葛飾区女性活躍推進計画**

待機児童解消に向けた認可保育所や小規模保育事業所等の整備や、高齢者の在宅生活を支援するサービスなどを通じて、家庭や地域における多種多様なニーズに応え、仕事と子育て・介護等との両立支援につなげます。

仕事と子育て・介護等との両立支援	・保育園等の多様な保育サービスの充実 ・学童保育クラブ事業の充実 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ・しあわせサービス事業 ・在宅高齢者福祉サービス ・葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備

課題２　健康支援

互いの性の尊重

生涯を通じて心身共に健康な生活を送ることは、すべての人々の願いです。男女が互いの違いを知り、お互いの人権を尊重し合うことは、男女平等社会を形成していくために欠かすことはできません。

区意識調査によると、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、男女とも「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が高くなっています。（図２－２－１）

こうしたことから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※１）の理念の普及を推進するとともに、発達段階に応じて男女の性の違いを理解し、互いの性を尊重する心を育む教育をしていくことが重要です。また、女性が思いがけない妊娠をしたときには、ひとりで悩みや戸惑いを抱えることも多く、肉体的にも精神的にも大きな負担になることがあります。特に若年女性の場合、家族に打ち明けられず、専門の相談機関にもつながらないまま時間が経過してしまうケースもあります。女性の妊娠・出産については、産む・産まないに関わらず、本人の気持ちに寄り添う支援が必要とされています。

また、女性は、妊娠・出産や女性特有の疾病など、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージの各段階に対応した適切な健康支援をしていくことも求められています。

※１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：平成６（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

図２－２－１　性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

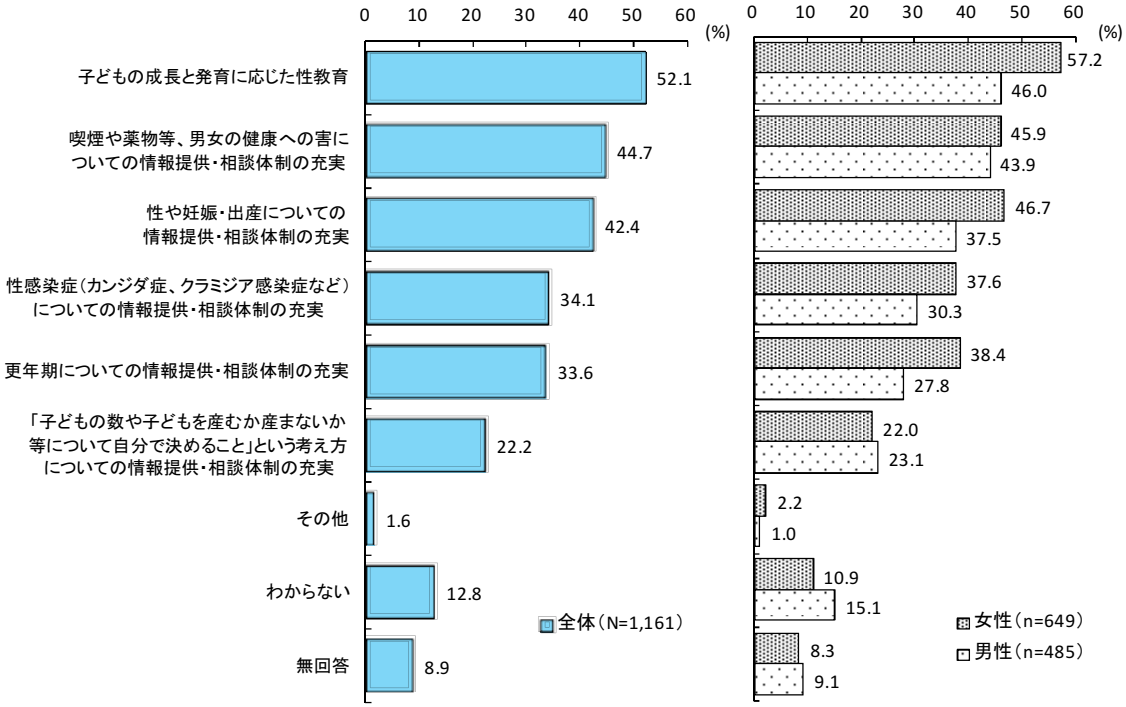

施策の方向 1

女性が妊娠・出産などについて自ら意思決定できるよう、講座による啓発や、当事者へ各種支援を実施します。また、学校において、子どもの成長段階に応じた性教育を実施します。

性と生殖に関する啓発と１０代への健康支援	・「性と生殖に関する健康と権利」事業 ・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進【再掲】 ・エイズ・性感染症対策の充実 ・母子健康手帳の交付（１０代への支援）新規 ・妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ 新規

施策の方向 2

男女ともに生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査などを通じて病気の予防や早期発見を行います。また、主に妊娠・子育て期にある女性に対し、相談事業等を通じてこころの健康を支援します。

生涯を通じた健康支援	・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・子宮頸がん予防ワクチン接種 ・前立腺がん検診 ・子育てママの健康チェック（母親健診） ・妊婦健康診査事業 ・特定健康診査 新規 ・葛飾区基本健康診査 ・特定不妊治療費助成事業 ・20 歳代・30 歳代健康診査 ・親と子のこころの相談室 ・妊婦歯科健康診査事業　新規 ・介護予防・日常生活支援総合事業　新規 ・エイズ・性感染症対策の充実【再掲】

新規　課題３　生活上の困難な状況を解消するための取組促進

生活上の困難を抱える様々な人々への支援

ひとりきりの子育て・介護や、地域での孤立、経済的な困窮など、生活上の困難を抱える人々に対する支援が必要とされています。被保護世帯数は、全国と東京都のいずれも年々増加しており（図２－３－１、２－３－２）、生活上の困難な状況に対応するとともに、防止するための取組が必要とされています。

ひとり親世帯においては、就労の機会が得られない、あるいは希望する職種・雇用形態以外の就労により、子どもの養育費用や時間が確保できないというケースも少なくありません。厚生労働省の「国民生活基礎調査（平成２５年）」によると、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（※1）は、大人が２人いる世帯で１０％前後を推移しているのに対して、大人が１人の世帯は、昭和６０年以降、いずれの調査年度においても５０％を超えており（図２－３－３）、大人一人で子どもを養育する世帯が経済的に困難な状況に置かれていることがわかります。就労については、資格取得などの就業支援を行うと同時に、家事育児等の援助や相談体制の整備を行うことが重要です。

また、高齢者、特に高齢単身女性は、高齢期に達するまでの働き方や、税制・社会保障制度の影響による就業調整の影響もあり、その積み重ねとして経済的に困難な状況に陥りやすいという問題があります。高齢者の人口比が高まることに伴い、地域の中において、高齢者が尊厳を持ち、誰もがいきいきと安心して暮らし続けることができる社会の確立が求められています。住み慣れた家で、自立した生活を送るための支援として、要介護にならないための予防や日常生活のサポートなどが必要です。

さらに、障害者が自立し、社会を支える一員として働き、地域社会に貢献するなど、充実した生活を送ることができるよう、年齢、障害の種類や程度に関わらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充すると同時に、各種サービスにより、介護者である家族の負担軽減を図ることが望まれます。

※１　相対的貧困率：ＯＥＣＤの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

図２－３－１　被保護世帯の類型別世帯数の推移（全国）

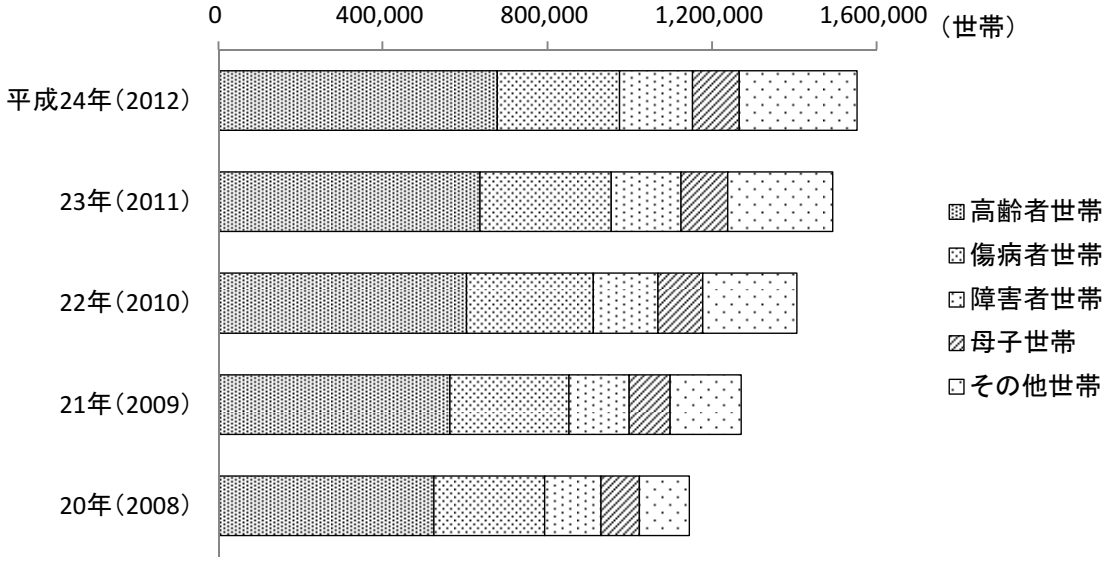

資料：国立社会保障・人口問題研究所資料より

図２－３－２　被保護世帯の類型別世帯数の推移（東京都）

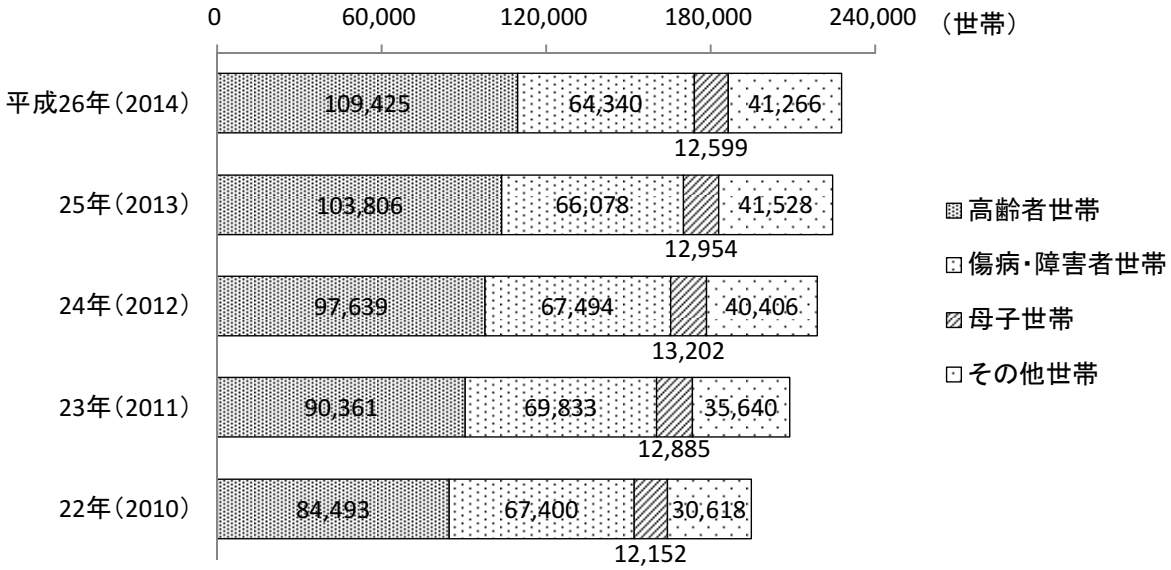

資料：年報（福祉・衛生行政統計）（東京都福祉保健局/平成 26 年度）

図２－３－３　子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（全国）

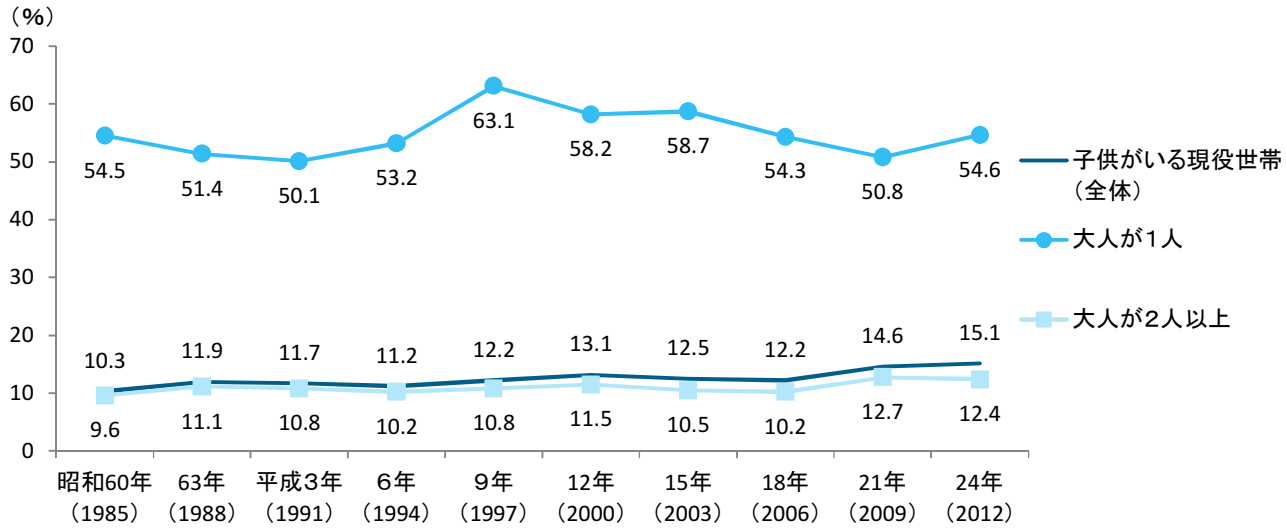

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省/平成 25 年）

（注）1．大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
2．大人が1人：現役世帯のうち、大人一人と 17 歳以下の子どもがいる世帯
3．大人が2人以上：現役世帯のうち、大人二人以上と 17 歳以下の子どもがいる世帯

-

施策の方向　1　新規

ひとり親や高齢者、障害者など、日常生活の上で困難な局面に立たされる人々に対して、様々な視点から必要とされる支援を行うなど、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

自立と安定した暮らしに向けた環境整備	・育児支援訪問事業　新規 ・ひとり親家庭自立支援事業 ・ひとり親家庭相談 ・重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業　新規 ・障害者の日中活動の支援 ・障害者就労支援事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業　新規【再掲】 ・在宅高齢者福祉サービス【再掲】 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】 ・しあわせサービス事業【再掲】 ・葛飾区基本健康診査【再掲】 ・都営住宅優遇抽選の情報提供

目標３　人権が尊重される社会づくりに取り組みます

あらゆる暴力を未然に防ぎ、被害者を早期に発見して安全確保と自立支援に取り組むとともに、多様な性・生き方を認める人権が尊重される社会の実現を目指します。

課題１　あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力の実態

すべての人が安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。特に、配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス（※1）」。以下「DV」という。）は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

しかしながら、平成２７年の区意識調査において、ＤＶの経験の有無及びその内容について尋ねたところ、女性では「暴力を受けたことがある」と回答した人の割合が、平成２２年時の調査と比較して、ほぼすべての項目において増えています。（図３－１－１）

DVは、親密な関係において行われる暴力であり、家庭内で行われるため、外部からその発見が困難であり、実態が潜在化する傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があるほか、DVは夫婦間や個人の問題であると片づけられてしまう面があります。また、親密な関係における暴力は夫婦間に限りません。恋人間における交際相手への暴力は「デートDV」と呼ばれ、主に若年層において、被害者・加害者を生まないための予防啓発が進められています。

ＤＶ防止に向けた啓発と被害者支援

区意識調査によると、ＤＶの防止及び被害者支援のために必要な対策としては、「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」「身近で配偶者やパートナーによる暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが大切であるという意識づくりを行う」等、人々の意識面に働きかけるものが上位に挙げられています。（図３－１－２）配偶者暴力の根絶には、暴力を容認しない社会環境を整備することや、周囲の人々が配偶者暴力に気付いた際に関係機関へつなぐことが重要です。

ＤＶ被害者の支援のためには、相談体制の整備だけではなく、被害者の早期発見、一時保護、さらに生活再建への支援まで関係機関が連携して、切れ目ない支援をしていくことが必要です。しかしながら、区意識調査によると、ＤＶの経験者の相談の有無については、女性では「相談した」が３人に１人、男性では１割台に留まっています。

（図３－１－３）さらに、ＤＶの防止及び被害者支援のために必要な対策として、「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」、「住居や就労の斡旋、経済的援助など、自立して生活するための支援策の充実」など、生活支援に関するものが、区意識調査の中で上位に挙げられています。（図３－１－２）

ＤＶの被害者相談体制を構築するためには、公的機関の相談窓口の周知を図るとともに、個人のプライバシーに配慮しつつ、的確な対応ができるよう相談に関わる職員の知識と能力の向上を図ることが求められています。

性暴力やセクシュアル・ハラスメントと女性の人権

性暴力やセクシュアル・ハラスメント（※２）は、性別や年齢を問わず対象となった個人の心身や名誉・尊厳を傷つけたり、その能力の発揮を妨げるなど、生活に深刻な影響を与えます。

区意識調査をみると、セクシュアル・ハラスメントに関して不快な経験をしたという内容は多岐にわたり、相談経験は女性が３４．８％、男性が１３．８％となっています。（図３－１－４、３－１－５）

性暴力やセクシュアル・ハラスメントを解消していくためには、これらの行為が人権侵害であるとの認識に立ち、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係が築けるよう、啓発や情報提供、相談体制の整備などを一層推進する必要があります。

男女平等の視点から見るメディア

そして現在、社会には女性を単なる性的対象とみなす表現等、女性の人権を侵害する情報が氾濫しています。こうした情報の中には、ＤＶをはじめとして、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等につながる可能性のあるものも少なくありません。

区意識調査によると、性別役割分担や性・暴力等の表現についての意識としては、男女とも「子どもの目にふれないような配慮が足りない」「社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている」が高くなっているほか、とくに女性では「自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する」が３割と、男性より高くなっています。（図３－１－６）

こうした情報の社会に対する影響力の大きさを考慮し、男女平等の視点に立って、女性の人権を侵害することのないよう、区民一人ひとりがメディア・リテラシー（※３）を身につけることが重要です。

※１ドメスティック・バイオレンス：配偶者等の親密な関係にある、またはあった者（事実婚、元配偶者、共同生活者を含む）からの暴力をいう。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」、「無視する」、「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがある。

※２ セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいう。

※３ メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）：メディアが伝える様々な情報をうのみにするのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、活用できる能力のことをいう。また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。

図３－１－１　ドメスティック・バイオレンスの経験
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年、平成 27 年）

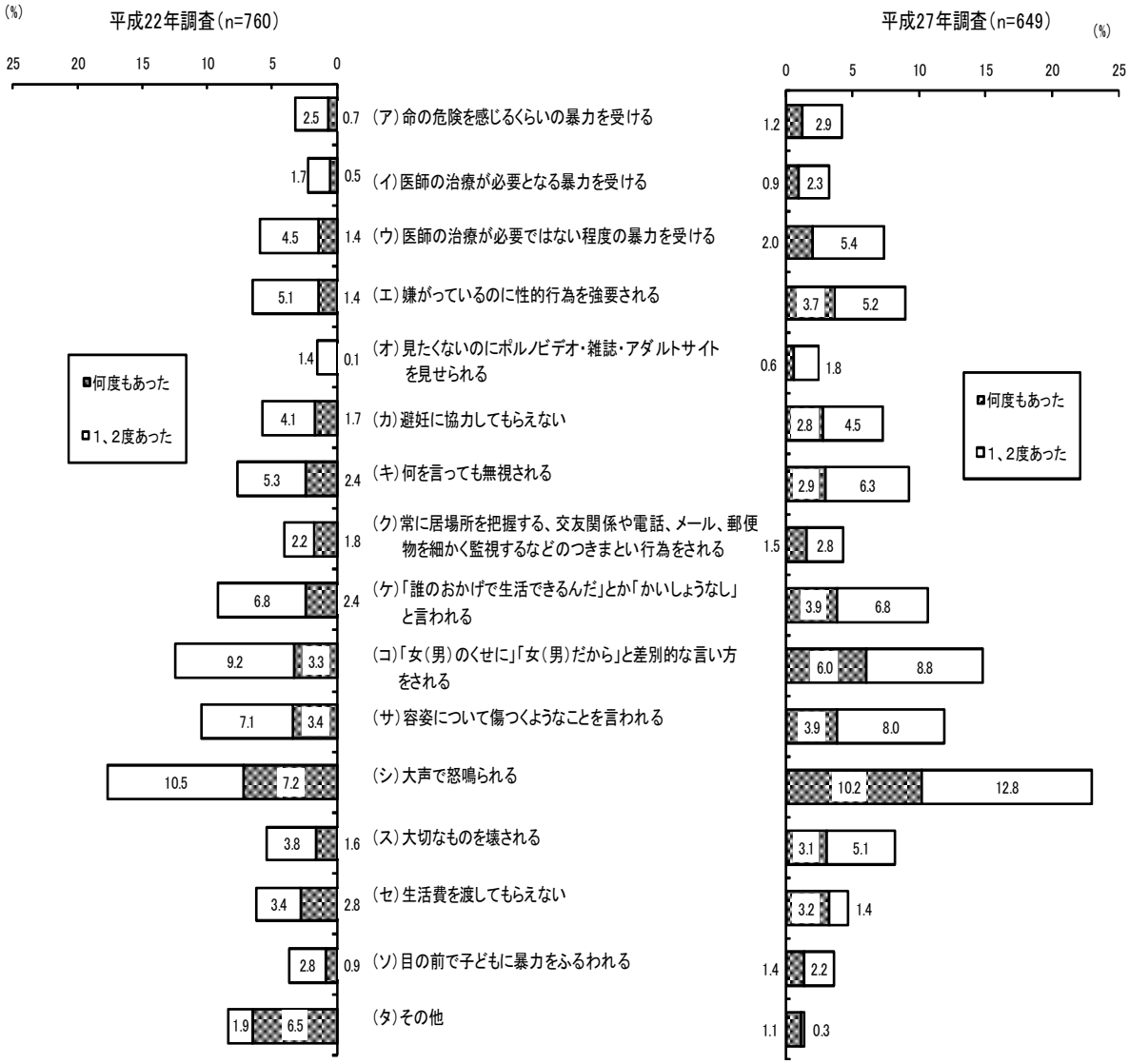

※平成 22 年調査の「(ク)」は「交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視される」である。
※平成 22 年調査の「(タ) その他」は無回答を除いて処理しているため、(n=108) である。

図３－１－２　ドメスティック・バイオレンスの防止
及び被害者支援のために必要な対策
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

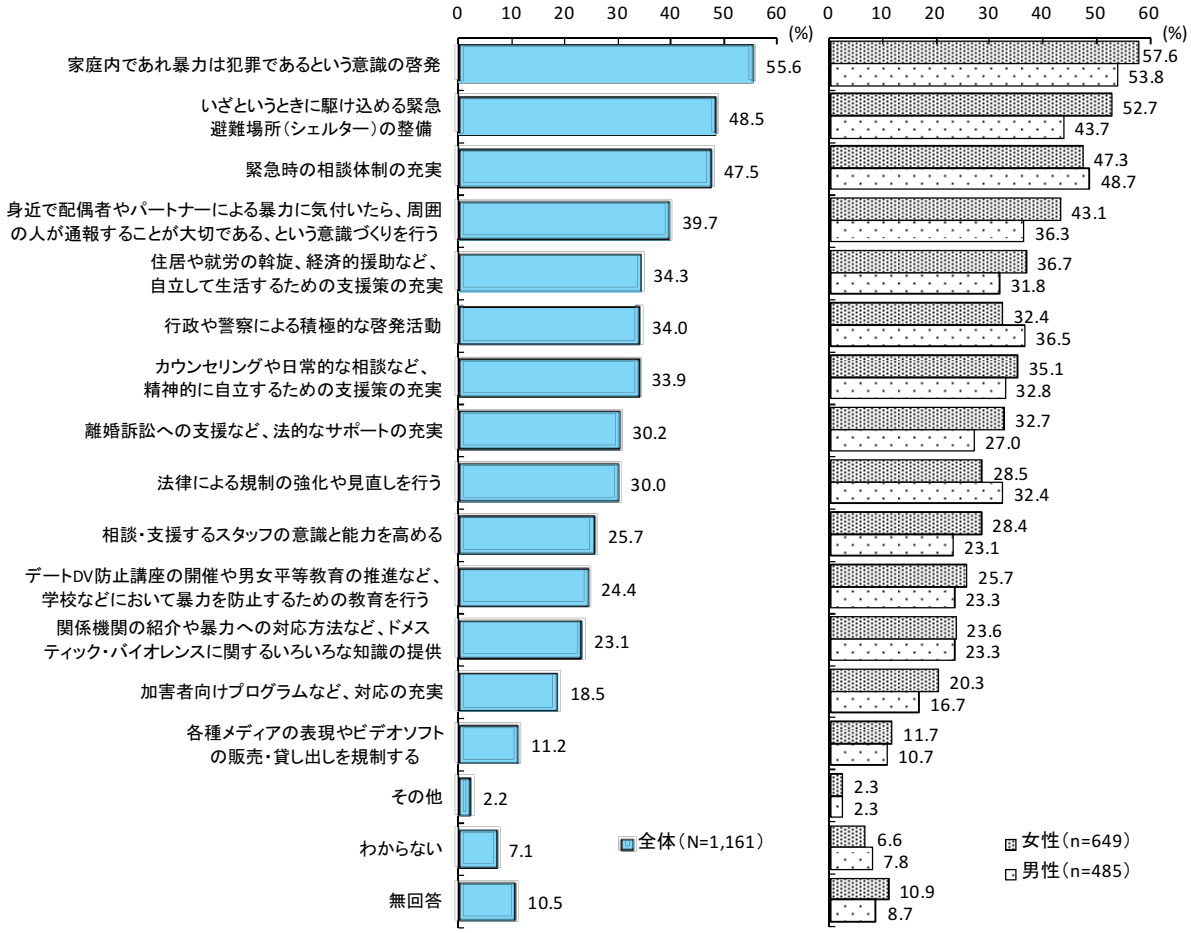

図３－１－３　相談の有無
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）
＜図３－１－１のうち、平成 27 年分について、
暴力を受けた経験がある人と回答した人へ質問＞

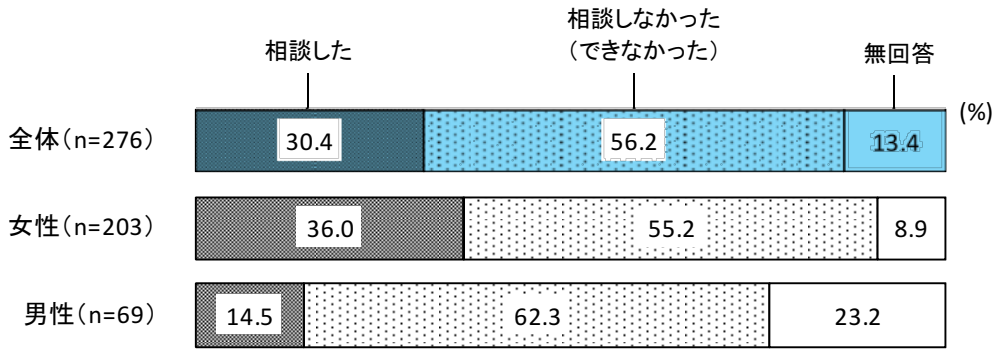

図３－１－４　職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

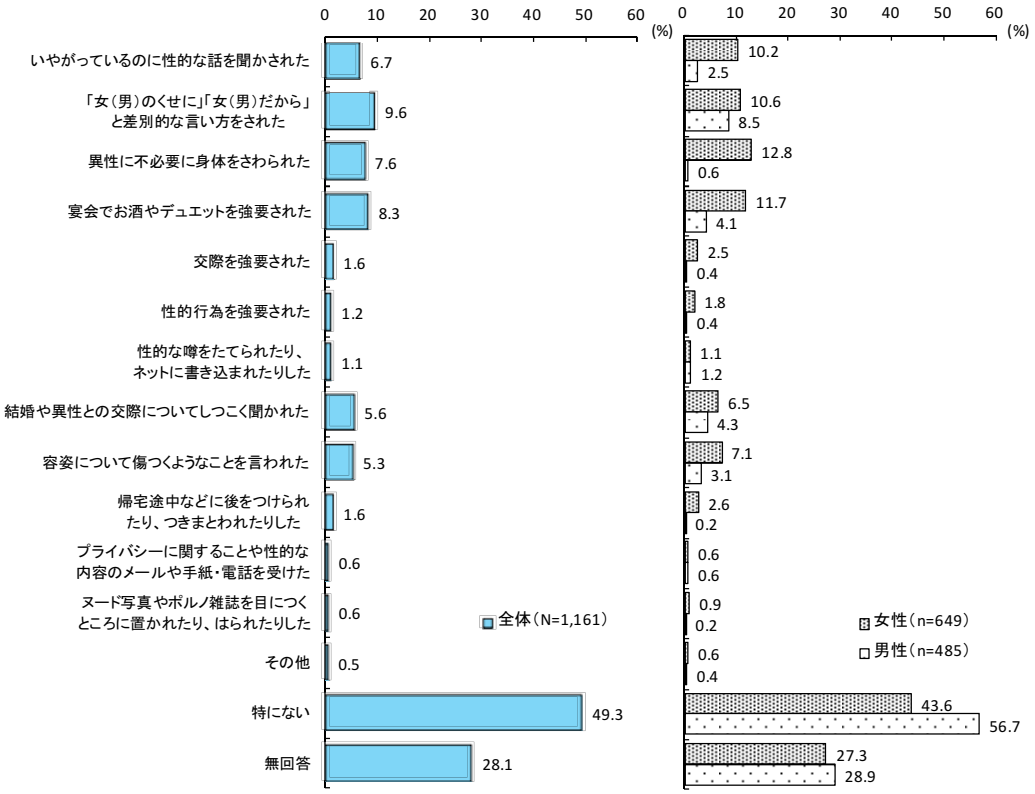

図３－１－５　相談の有無
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）
＜図３－１－４でセクシュアル・ハラスメントを経験したことがあると回答した人への質問＞

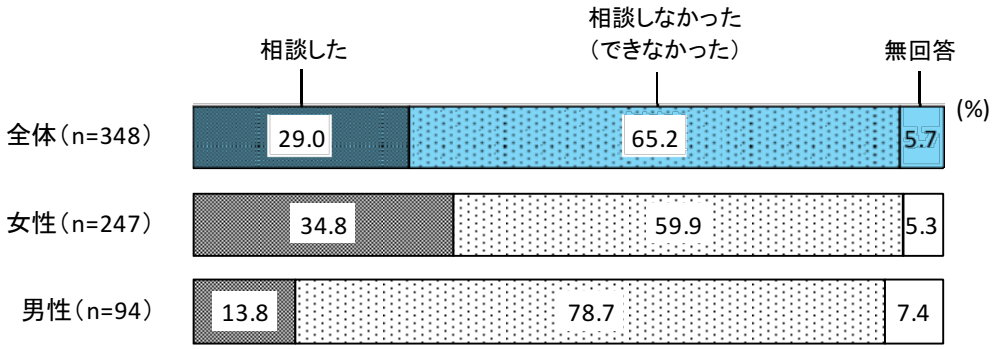

図３－１－６　性別役割分担や性・暴力等の表現についての意識
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

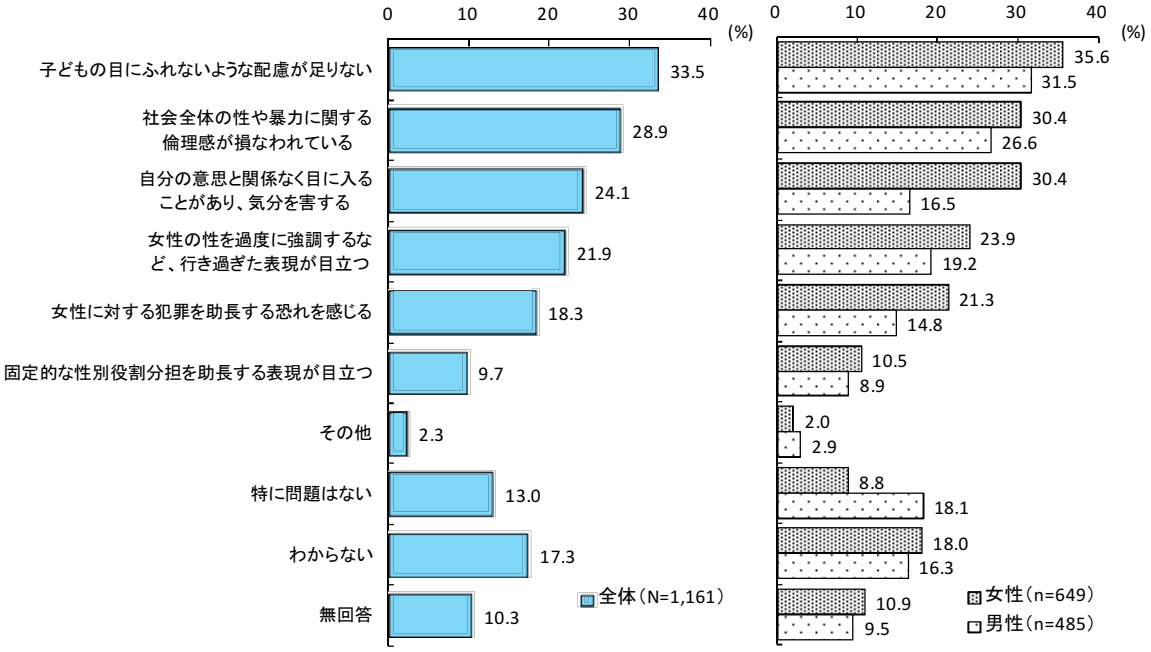

施策の方向　1　**葛飾区配偶者暴力防止計画**

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であることを、様々な機会を捉えて発信します。家庭・地域などの場における、暴力の早期発見に取り組みます。

配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組	・女性に対する暴力をなくす運動の推進 ・若年層に向けた啓発 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談　新規 ・要保護児童対策地域協議会 ・高齢者虐待防止ネットワーク事業

施策の方向　2　**葛飾区配偶者暴力防止計画**

配偶者暴力に関する相談窓口の周知や、相談事業の実施により、被害者が必要としている情報や支援の提供につなげます。

相談体制の充実	・配偶者暴力相談支援センター事業の取組 ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知 ・女性に対する暴力相談（ＤＶ相談） ・女性相談 ・ひとり親家庭相談【再掲】 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談　新規【再掲】 ・外国人生活相談 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・高齢者虐待防止事業

施策の方向　3　**葛飾区配偶者暴力防止計画**

被害者本人やその家族が安全に暮らせるための支援を行うとともに、自立に向けた支援を行います。

被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組	・ＤＶ関係機関との連携会議の運営 ・窓口職員等研修 ・女性相談【再掲】 ・ひとり親家庭相談【再掲】 ・高齢者虐待防止事業【再掲】 ・都営住宅優遇抽選の情報提供【再掲】 ・住民基本台帳事務における支援措置【再掲】 ・被害者情報の適切な取り扱い

施策の方向 4

講座などを通じて、性暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行います。

性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組	・さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会 ・人権啓発紙による啓発 ・ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営

施策の方向 5

人権尊重や男女平等の視点から、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身に付けられるよう、メディア・リテラシーのさらなる向上を図ります。

メディアにおける男女の人権尊重とメディア・リテラシーの向上	・メディア・リテラシー向上に向けた講座 ・情報教育の推進（情報教育担当職員研修） ・地域における有害広告物・不健全図書の自動販売機の追放活動への支援

新規

課題２　多様性の尊重

多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

年齢や性別、文化などの違いに関わらず、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見を解消するための取組が国や自治体において行われています。マスメディア等を通じてＬＧＢＴ（※1）等、性の多様性についての情報を得る機会なども増え、幼い頃から身体の性と心の性のあり方に違和感を感じている人々や、同性に対して性的指向を持つ人々の存在も徐々に認知されつつあります。しかしながら、周囲の理解不足や偏見により、社会の中で様々な困難に直面する人もまだ多いのが現状です。

区意識調査によると、セクシュアル・マイノリティ（※2）の認知度は、男女とも６割を超えていますが、「初めて知った」という人も３割近くいます。（図３－２－１）また、性自認について悩んだ経験については、女性で約２％、男性で約１％となっています。（図３－２－２）

こうしたことから、誰もがお互いの個性を尊重し、かつ安心して充実した生活を送ることができるよう、性の多様性に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進めるほか、相談等の支援に取り組んでいくことが必要とされています。

※1　ＬＧＢＴ：レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

※2　セクシュアル・マイノリティ：性同一性障害（身体の性と心の性が異なる、または違和感を覚える）の人や、インターセックス（先天的な身体的性別が不明瞭である）の人、また、性的指向（恋愛の対象）が同性や両性に向かう同性愛者や両性愛者の人などのことをいう。

図３－２－１　セクシュアル・マイノリティの認知状況
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

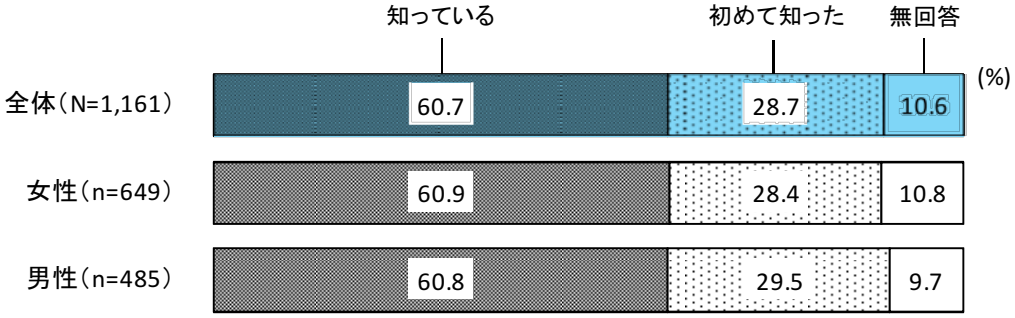

図３－２－２　性自認について悩んだことの有無
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

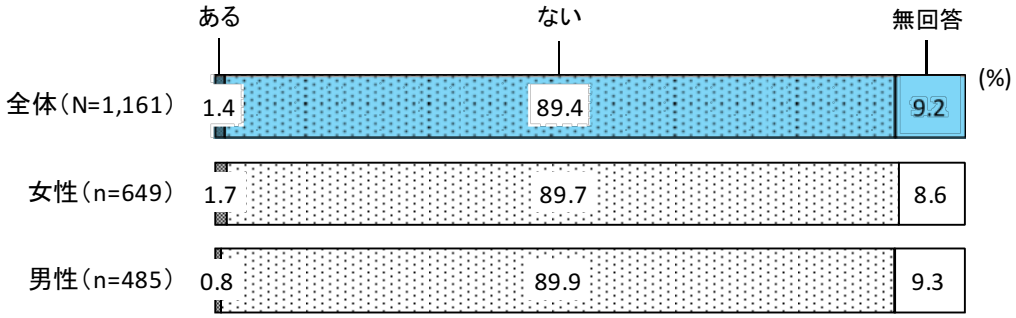

施策の方向　1　**新規**

講座の開催や啓発物の作成を通して、多様な性、多様な生き方を認める意識づくりに努めます。

多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり	・多様性に関する講座・講演会等 新規 ・ＬＧＢＴ啓発物の作成　新規

推進体制　男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

推進体制の強化に向け、男女平等推進センター機能を充実させ、区民や民間団体等との連携に取り組むと同時に、国や都とも連携を図ります。

課題１　推進体制の強化に向けた取組

男女がともに協力して社会参画を進めていくには、男女の意識啓発の場として、また事業の推進や区民活動の場として、拠点となる施設を整備・充実させ、推進体制を強化していくことが重要です。

区意識調査によると、葛飾区男女平等推進センターの認知度は、女性では５割近くを占めていますが、男性では３割台となっています。（図４－１－１）また、葛飾区男女平等推進センターの事業の参加・利用意向をみると、男女とも「男女平等に関する講座・講演会」「相談事業」から、「登録団体・グループの自主活動」まで幅広い分野に及んでいます。（図４－１－２）

男女平等社会の実現に向けて、葛飾区男女平等推進センターの認知度を高めるとともに、拠点施設として、情報や学習の場の提供、現代の課題に応じた講座・講演会の開催、団体活動の支援等を積極的に推進する必要があります。

さらに、男女平等社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、区民全体の課題であることから、区民と区との協働による計画の推進が必要です。今後も、区民、事業者及び地域団体等と緊密に連携しながら、男女平等社会の実現に取り組むことが求められています。

図４－１－１　葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

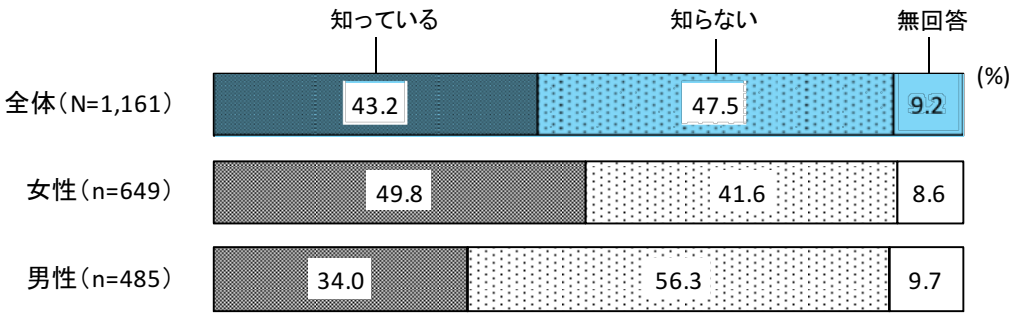

図４－１－２　葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 27 年）

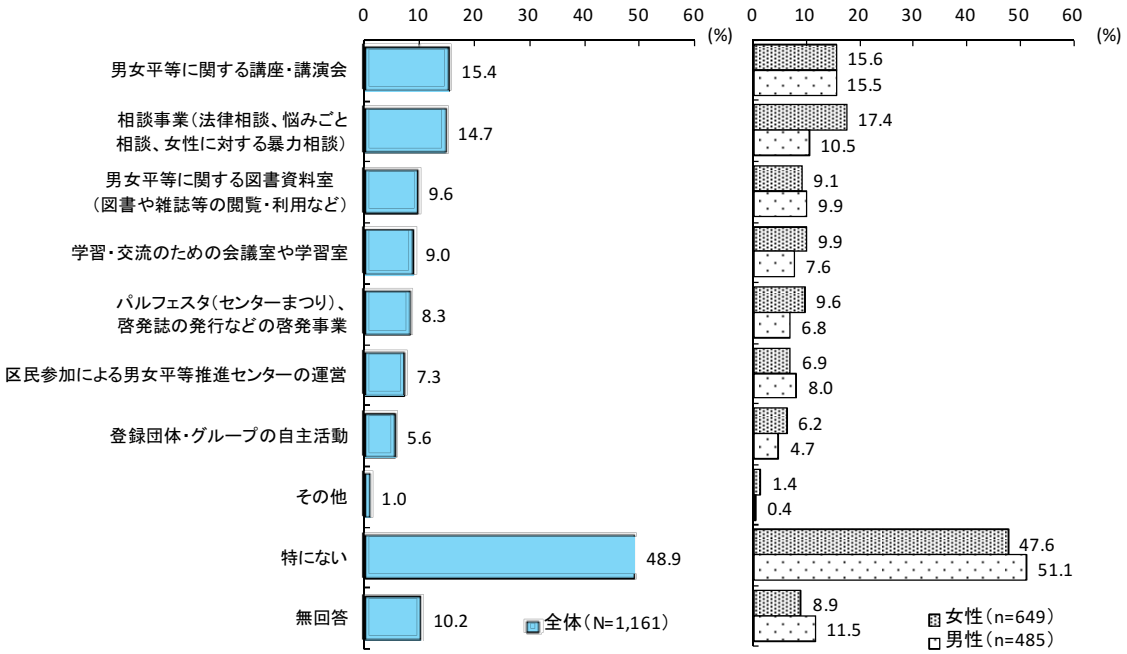

施策の方向　1

男女平等推進センターの周知を積極的に行い、葛飾区における男女平等の推進拠点としての区民の利用促進に努めます。

男女平等推進センター機能の充実	・男女平等推進センター及びセンター事業の周知･情報発信 ・男女平等に関する書籍等の収集・提供 ・各種相談事業 ・相談事業における一時保育事業

施策の方向　2　**重点**

区民や民間団体等との連携を通じて、男女平等事業をよりいっそう推進します。

区・区民・民間団体間の連携・協働	・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表 ・男女平等推進本部 ・男女平等推進審議会 ・男女平等苦情調整委員会 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】 ・窓口職員等研修【再掲】 ・要保護児童対策地域協議会【再掲】 ・高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】

課題２　国・東京都との連携

男女平等社会の実現にあたっては、法律の整備・改正が必要なものや、広域的な対応が必要なものなど、区だけでは対応が困難な問題が多くあります。

また、男女平等・男女共同参画に関連する法制度・施策等の周知など、国や都と連携し、区民や事業者に働きかける方が効果的に進むものもあります。

こうしたことから、国、都とも連携を強化し、問題の解決に向けて取り組んでいきます。

３　計画事業一覧

目標１　男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
1	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
2	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
3	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適応した性教育を推進します。
4	人権教育に関する研修等	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
5	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行います。
6	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育管理課 人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、個々の個性を大切にする保育推進を目的として、保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
7	男女共同参画週間に向けた取組	人権推進課	男女共同参画週間について、毎年、「広報かつしか」で周知を行うとともに、男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を掲載します。
8	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女平等の意識づくりと理解の促進に向けた学習の場・機会として、講座・講演会を開催します。
9	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座・講演会を開催します。
10	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
11	啓発物等の発行	人権推進課	男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
12	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進め、男女平等、人権尊重を基調とした事業に取り組みます。
13	職員を対象とした男女平等・人権研修	人材育成課	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において、男女平等を含む人権推進に関する科目を実施します。
14	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
15	男性向け冊子の作成 【新規】	人権推進課	男性の家庭生活参画を促進するため、男性の意識啓発や家庭参画に関する情報誌等を発行します。
16	ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級）	子ども家庭支援課	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
17	育児学級（２か月児・５か月児）【新規】	子ども家庭支援課	２か月児及び５か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるよう、グループワークを通して仲間作りを行います。
18	葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課	男性職員の育児休業等の取得促進や子育て・家事に関する学習機会の提供を行います。
19	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にします。
20	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
21	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
22	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	人材育成課	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワーク・ライフ・バランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくります。
23	葛飾区女性職員活躍推進計画　第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 【新規】	人事課	女性職員を積極的に採用するとともに、女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取組みを行います。
24	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者支援課	高齢者クラブ役員へ、より一層の女性登用を呼びかけます。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
25	企画講座（地域団体向け）	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容を提案し、開催・運営を支援します。
26	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際に講師を派遣します。
27	防災に関わる講座 【新規】	防災課 人権推進課	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。

目標２　すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
28	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。
29	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意義やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座を開催します。
30	葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	長時間労働を前提とした働き方の見直しを行い、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
31	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課	区内中小企業を対象にアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。
32	企業向けセミナー	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
33	事業所向け情報誌の発行	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。
34	再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。
35	女性のためのしごと相談	人権推進課	女性を対象とした再就職・起業、各種ハラスメントなど、職場での悩みに対して、専門家が情報提供等を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
36	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。
37	女性の就業・創業支援事業	産業経済課	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します（女性限定セミナー含む）。また、女性経営相談員による相談体制を整えます。
38	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課・子育て支援課	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けて認可保育所や小規模保育事業所等の整備を進めるとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応します。
39	学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成します。
40	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員（子育てを支援する人）がファミリー会員（子育て支援を必要とする人）に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。
41	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
42	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課（社会福祉協議会）	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
43	しあわせサービス事業	福祉管理課（社会福祉協議会）	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。
44	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
45	葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備	人事課	子育て支援制度の認知度を高めるための取組みや子育て支援制度を利用しやすい職場環境の整備を行います。
46	「性と生殖に関する健康と権利」事業	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについて、情報提供や講座・講演会を行います。
47	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発により、エイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
48	母子健康手帳の交付（１０代への支援）【新規】	子ども家庭支援課	病院で妊娠を確定された区民に、母子健康手帳の交付を行います。交付時に保健師等の看護職員の面接または訪問等により、妊娠中から出産・育児を支援します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
49	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～【新規】	子ども家庭支援課	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員が一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。
50	乳がん検診	健康づくり課	３０歳以上の女性を対象に、生まれ年（奇数・偶数）により隔年で、区内指定医療機関で視触診検査を実施します。異常がなかった40歳から68歳までの方と30歳代で乳腺症等の病歴・家族歴のある方は、保健所・保健センターにおいて乳房エックス線検査を受診できます（視触診検査は無料。乳房エックス線検査は自己負担額1,000円）。
51	子宮がん検診	健康づくり課	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。最近6カ月以内に不正出血があり医師の指示のある場合には子宮体がん検診も実施します（自己負担額1,000円）。
52	子宮頸がん予防ワクチン接種	健康づくり課	子宮頸がんの予防ワクチン接種を実施します（費用は無料）。
53	前立腺がん検診	健康づくり課	65歳から74歳までの男性を対象に、区内指定医療機関で前立腺がん検診を実施します（自己負担1,000円）。葛飾区特定健康診査、特定健康診査追加検査、長寿医療健康診査、基本健康診査受診者は、健康診査と同時に受診できます。
54	子育てママの健康チェック（母親健診）	健康づくり課	3歳未満の子どもを持つ母親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
55	妊婦健康診査事業	子ども家庭支援課	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査１４回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。
56	特定健康診査 【新規】	国保年金課	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、４０歳から７４歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で特定健康診査を実施します。
57	葛飾区基本健康診査	健康づくり課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
59	20歳代・30歳代健康診査	健康づくり課	20歳から39歳の区民を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
60	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
61	妊婦歯科健康診査事業 【新規】	健康づくり課	妊婦を対象に、区内指定医療機関において無料で歯科健診を実施します。
62	介護予防・日常生活支援総合事業【新規】	高齢者支援課	自立した生活を送るために、介護予防サービスとして訪問型・通所型のサービスを提供し、安心できる在宅生活の維持を図ります。
63	育児支援訪問事業 【新規】	子ども家庭支援課	若年や生活状況が不安定な妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。
64	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭の母または父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。
65	ひとり親家庭相談	子育て支援課	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聴き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。
66	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 【新規】	障害福祉課	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
67	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを、区内通所施設（生活介護施設等）で行います。
68	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進します。
69	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
再掲事業	・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進（指導室） ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成（人権推進課） ・葛飾区職員次世代育成支援計画　第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進（人事課） ・葛飾区女性職員活躍推進計画　第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 （人事課）		

目標３　人権が尊重される社会づくりに取り組みます

事業番号	事業名	所管課	事業内容
70	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課	女性に対する暴力をなくす運動として、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動や講座等を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
71	若年層に向けた啓発	人権推進課	若年層を対象として「デートＤＶ（交際相手間の暴力）」の防止に関する講座等を行い、人権尊重意識を育みます。
72	子どもとその家庭に関するさまざまな相談 【新規】	子ども家庭支援課	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
73	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。
74	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者支援課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関わる関係機関の代表者と共に、虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種の連携を強化します。このほか、高齢者虐待事例検証会議、高齢者虐待防止に関する研修会等を開催します。
75	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。
76	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課	配偶者暴力防止の啓発のための冊子等の作成・配布を行い、相談窓口の周知を行います。
77	女性に対する暴力相談（DV相談）	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。
78	女性相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、婦人相談所等の関係機関と連携しながら、女性の必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
79	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
80	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	ＤＶ等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写しおよび戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。
81	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと共に速やかに事実確認を行います。また、虐待や虐待のおそれがあると判断した場合は、その緊急性に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。
82	DV関係機関との連携会議の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
83	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
84	被害者情報の適切な取り扱い	関係各課（※）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動する各課が連携を図りながら、保有する被害者の個人情報の管理を徹底します。
85	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	人権推進課	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行います。
86	人権啓発紙による啓発	人権推進課	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、各種ハラスメントなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行います。
87	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
88	メディア･リテラシー向上に向けた講座	人権推進課	テレビ・新聞・インターネットなどのメディアを使いこなし、情報を取捨選択して活用する能力の向上を目指した講座を開催します。
89	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上を図ることにより人権感覚をそなえたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者の指導力向上研修会を実施します。
90	地域における有害広告物・不健全図書の自動販売機の追放活動への支援	地域教育課	協力員の調査を通じた有害広告物等の撤去により、「性の商品化」を解消し、青少年の健やかな育成を図ります。
91	多様性に関する講座 ・講演会等【新規】	人権推進課	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を充分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座を開催します。
92	LGBT啓発物の作成 【新規】	人権推進課	カード等の啓発物の作成・配布を通じて、性的マイノリティに対する理解不足や偏見をなくし、多様な性を認める意識づくりに取り組みます。
再掲事業	・ひとり親家庭相談（子育て支援課） ・都営住宅優遇抽選の情報提供（住環境整備課）		

※…関係する所管課は次のとおり。
（人権推進課･情報政策課･戸籍住民課･税務課･収納対策課･高齢者支援課･障害福祉課･障害者施設課･国保年金課･介護保険課･東西生活課･地域保健課･青戸保健センター･金町保健センター･子育て支援課･学務課･保育管理課･子ども家庭支援課･選挙管理委員会事務局･防災課）

推進体制　男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課	事業内容
93	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
94	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課	男女平等意識の啓発を図るため、男女平等に関する書籍を図書資料室で収集し、閲覧・貸出を行います。また、その他のパンフレットやチラシ等についても館内に配架し、情報提供に努めます。
95	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行います。
96	相談事業における一時保育	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
97	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
98	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めていきます。
99	男女平等推進審議会	人権推進課	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。
100	男女平等苦情調整委員会	人権推進課	男女平等社会の実現を阻害すると思われる、区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申立てを受け付けます。
101	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	区の権限を超える法の整備や諸制度の充実について、国や東京都へ要請します。また、他自治体や関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
再掲事業	・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）（人権推進課） ・要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援課） ・高齢者虐待防止ネットワーク事業（高齢者支援課） ・窓口職員等研修（人権推進課）		